

弊社会員規約の改定について (2016.10)

2016年10月1日をもちまして弊社「きたぎんUCカード会員規約」及び「きたぎんUC法人カード会員規約」を一部改定いたしましたので、カード規約第19条（規約の改定並びに承認）及び法人カード規約第20条（規約の改定並びに承認）に基づきお知らせいたします。

なお、改定する会員規約の改定箇所、内容は以下のとおりです。（下線部は改定部分を示します。）

1. 改定する会員規約

- ・きたぎんUCカード会員規約
- ・きたぎんUC法人カード会員規約

2. 改定箇所と内容

【きたぎんUCカード会員規約】

改正箇所	改正内容
《一般条項》	
第10条（退会及びカードの利用停止） 1.（変更なし） 2.（変更なし） （イ）虚偽の申告をした場合	第10条（退会及びカードの利用停止） 1.（変更なし） 2.（変更なし） （イ） <u>カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合</u> （以下変更なし）
第14条（届出事項の変更） 1. 本人会員が当社に届け出た氏名、勤務先、住所、お支払預金口座等に変更があった場合は、ただちに当社あてに所定の変更手続きをさせていただきます。 （以下変更なし）	第14条（届出事項の変更） 1. 本人会員が当社に届け出た氏名、勤務先、住所、 <u>メールアドレス、お支払預金口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（取引目的等を含みます。）</u> 等に変更があった場合は、ただちに当社あてに所定の変更手続きをさせていただきます。 （以下変更なし）
第16条（その他承諾事項） 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。 （イ）（変更なし） （ロ）当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに <u>住民票等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類</u> 等を取得又はご提出いただくこと。 （ハ）（変更なし） <新設>	第16条（その他承諾事項） 1. 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。 （イ）（変更なし） （ロ）当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに <u>住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類</u> 等を取得又はご提出いただくこと。 （ハ）（変更なし） 2. <u>当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性がある</u> と判断した場合には、 <u>当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認を完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただきます</u> ことがあります。また、 <u>当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</u>

【UC立替払加盟店利用特約】

改正箇所	改正内容
<p>第3条（求償金債権、債務） （中略） ＜ショッピングサービス＞リボルビング払いのご案内 2. お支払例（定額1 蔓延コース・<u>手数料 15.00%</u>の場合） （中略） ＜UCカードフリーボ＞リボルビング払いのご案内 2. お支払例（定額1 蔓延コース・<u>手数料 15.00%</u>の場合）</p>	<p>第3条（求償金債権、債務） （中略） ＜ショッピングサービス＞リボルビング払いのご案内 2. お支払例（定額1 蔓延コース・<u>実質年率 15.00%</u>の場合） （中略） ＜UCカードフリーボ＞リボルビング払いのご案内 2. お支払例（定額1 蔓延コース・<u>実質年率 15.00%</u>の場合）</p>

【個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項】

改定箇所	改定内容
<p>第4条（個人情報情報機関への登録・利用） （中略） （株）日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） （中略） 登録情報（中略） 返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、<u>延滞等</u>） （中略） 登録期間 ①本契約にかかる申込みをした事実は、<u>申込日から6ヶ月を超えない期間</u> ②（変更なし） ③契約内容及び返済状況に関する情報は、<u>契約継続中及び完済日から5年を超えない期間</u> ④取引事実に関する情報は、<u>当該事実の発生日から5年を超えない期間</u> ⑤延滞情報は延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から<u>1年を超えない期間</u></p>	<p>第4条（個人情報情報機関への登録・利用） （中略） （株）日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） （中略） 登録情報（中略） 返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、<u>延滞、延滞解消等</u>） （中略） 登録期間 ①本契約にかかる申込みをした事実は、<u>照会日から6ヶ月以内</u> ②（変更なし） ③契約内容及び返済状況に関する情報は、<u>契約継続中及び契約終了後5年以内</u> ④取引事実に関する情報は、<u>契約継続中及び契約終了後5年以内</u> ⑤延滞情報は延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から<u>1年以内</u></p>

【きたぎんUC法人カード会員規約】

改定箇所	改定内容
《一般条項》	

<p>第1条（法人会員及びカード使用者）</p> <p>1.（変更なし）</p> <p>2.（変更なし）</p> <p>3. 法人会員は、当社との連絡のために<u>管理責任者</u>を指定し、所定の方法により当社に届けるものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は管理責任者に行うことによって法人会員に行ったものとし、</p>	<p>第1条（法人会員及びカード使用者）</p> <p>1.（変更なし）</p> <p>2.（変更なし）</p> <p>3. 法人会員は、当社との連絡のために<u>連絡担当者（以下「管理責任者」と称します。）</u>を指定し、所定の方法により当社に届けるものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は管理責任者に行うことによって法人会員に行ったものとし、</p>
<p>第10条（退会及びカードの利用停止と返却）</p> <p>1.（変更なし）</p> <p>2.（変更なし）</p> <p>（イ）虚偽の申告をした場合</p> <p>（以下変更なし）</p>	<p>第10条（退会及びカードの利用停止と返却）</p> <p>1.（変更なし）</p> <p>2.（変更なし）</p> <p>（イ）<u>カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合</u></p> <p>（以下変更なし）</p>
<p>第15条（届出事項の変更）</p> <p>1. 法人会員が当社に届け出た会社名、代表者、所在地、管理責任者、カード使用者の氏名住所、お支払い預金口座等に変更があった場合は、ただちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。</p> <p>（以下変更なし）</p>	<p>第15条（届出事項の変更）</p> <p>1. 法人会員が当社に届け出た会社名、代表者、所在地、管理責任者、カード使用者の氏名住所、お支払い預金口座、<u>犯罪による収益移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内容及び第17条第2項に基づくPEPs関係者の該当性等を含みます。）</u>等に変更があった場合は、ただちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。</p> <p>（以下変更なし）</p>
<p>第17条（その他承諾事項）</p> <p>（変更なし）</p> <p><新設></p>	<p>第17条（その他承諾事項）</p> <p>1.（変更なし）</p> <p>2. <u>法人会員は実質的支配者が犯罪による収益移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者（以下総称して「PEPs関係者」という）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとし、（事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合も同様とします。）</u>なお、<u>当社が実質的支配者についてPEPs関係者に該当する可能性がある」と判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただきます。</u></p>

【個人事業主法人会員特約】

改定箇所	改定内容
------	------

<p>第1条（入会申し込み及び個人事業主 法人会員）</p> <p>1.（変更なし）</p> <p>2.（変更なし）</p> <p><新設></p>	<p>第1条（入会申し込み及び個人事業主法人会員）</p> <p>1.（変更なし）</p> <p>2.（変更なし）</p> <p>3. <u>一般条項の第17条第2項を以下の内容とします。</u></p> <p>2. <u>当社が個人事業主法人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性がある</u>と判断した場合には、<u>当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、個人事業主法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。なお、個人事業主法人会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当した場合には、当社に申告を行うものとします。（申告内容に変更がある場合にも同様とします。）。</u></p>
--	--

【個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項】

改定箇所	改定内容
<p>第4条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <p>（中略）</p> <p>（株）日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>（中略）</p> <p>登録情報（中略）</p> <p>返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、<u>延滞等</u>）</p> <p>（中略）</p> <p>登録期間</p> <p>①本契約にかかる申込みをした事実は、<u>申込日から6ヶ月を超えない期間</u></p> <p>②（変更なし）</p> <p>③契約内容及び返済状況に関する情報は、<u>契約継続中及び完済日から5年を超えない期間</u></p> <p>④取引事実に関する情報は、<u>当該事実の発生日から5年を超えない期間</u></p> <p>⑤延滞情報は延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から<u>1年を超えない期間</u></p>	<p>第4条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <p>（中略）</p> <p>（株）日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>（中略）</p> <p>登録情報（中略）</p> <p>返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、<u>延滞、延滞解消等</u>）</p> <p>（中略）</p> <p>登録期間</p> <p>①本契約にかかる申込みをした事実は、<u>照会日から6ヶ月以内</u></p> <p>②（変更なし）</p> <p>③契約内容及び返済状況に関する情報は、<u>契約継続中及び契約終了後5年以内</u></p> <p>④取引事実に関する情報は、<u>契約継続中及び契約終了後5年以内</u></p> <p>⑤延滞情報は延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から<u>1年以内</u></p>